

第 24 回

子供に万引きをさせない連絡協議会

令和 3 年 12 月 14 日（火）

東京都都民安全推進本部

午後 2 時 00 分開会

- 事務局 これより『第24回子供に万引きをさせない連絡協議会』を始めさせていただきます。
- 司会を進行いたします事務局の山本と申します。よろしくお願いいたします。本日はご多用の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。まず開会にあたり、石橋会長より一言ごあいさついただきます。よろしくお願いいたします。
- 石橋会長 はい。本協議会の会長を仰せつかっております、文教大学の石橋でございます。一言あいさつをさせていただきます。犯罪統計を扱っている犯罪白書によりますと、万引きを含めた非行少年が年々減少化傾向をたどっているのは、ご承知のとおりでございます。また非行の内容を見ますと、万引きなどのいわゆる盗みの占める割合ですが、これは数十年来非行全体の6割前後で推移しております。これは万引きを中心とした盗みが、依然として少年非行の中核にあり、その対策の必要性を示唆していると捉えております。本日はご出席いただきました皆さま方から貴重なご意見をいただきまして、有意義な時間を過ごしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 ありがとうございます。続きまして副会長の選任でございます。委員の交代がありまして、現在副会長が不在でございますので、新たに副会長の選任が必要となっております。本協議会の要綱第3条4項に基づき、会長が指名することとなっております。では石橋会長、指名をよろしくお願いいたします。
- 石橋会長 はい。それでは都民安全推進本部の古嶋委員にお願いしたいと思います。
- 事務局 はい。ありがとうございます。それでは古嶋委員を副会長といたします。ここからは石橋会長に進行をお願いいたします。石橋会長よろしくお願いいたします。
- 石橋会長 はい。それでは次第の2『報告』に移ります。まず古嶋副会長より東京都の取組につきまして、ご報告いただきます。古嶋副会長お願いいたします。
- 古嶋副会長 東京都都民安全推進本部共生社会担当課長の古嶋です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、東京都における令和3年度の子どもの万引き防止の取組についてご報告をさせていただきます。東京都では昨年度大きく3つの子どもの万引き防止に関する取組を行っています。ご覧の健全育成音楽劇、万引き防止啓発リーフレット、万引き防止標語について順番にご報告をいたします。

始めに健全育成音楽劇について、概要と実績アンケート結果をご報告いたします。

健全育成音楽劇の概要になりますが、万引をテーマとしたオペラ歌手による音楽劇を上演することで、児童、保護者、地域住民などが万引について考え、万引をしない、させない、見逃さないという機運を醸成する機会としております。平成20年度より事業を開始して、令和元年度からは広く都内の全小学校から募集を行い、抽選により4校を選定して公演を実施しております。今年度はこちらの4校で実施し、直接参加した学年とリモート参加した学年を合わせて、稲城市立南山小学校では210名、板橋区立北前野小学校では100名、台東区立大正小学校では400名、多摩市立貝取小学校では240名、合計で950名ほどの児童が観劇をいたしました。音楽劇を実施したあとには、このあとお話しする万引き防止啓発リーフレットを活用した学習を行っています。稲城市立南山小学校の2年生の事後授業では、左上の写真のように実際に友達などから万引きに誘われた場面を想定したロールプレイングを行っています。下の写真では、吹き出しに児童が自分で考えた意見を書いて、クラスで話し合うなど断り方を意識した学習が行われました。多摩市立貝取小学校の6年生の事後授業では、左上の写真のように万引きに誘われた状況を想定した話し合いを行っています。また下の写真のように、万引き防止啓発リーフレットを活用して、自分の意見を記述し、断り方や周りへの影響を考えました。

次に健全育成音楽劇に対するアンケートの結果についてご報告します。回答者は参観した学校の児童と教職員です。児童による劇の理解度については、肯定的な回答が9割を超えています。自由意見にあるように、万引きをすることでどのようなことになるかを考えたり、小学校2年生では万引きという言葉は初めて知ったなど、万引きに対する理解を深める劇になっていると考えています。こちらは参観した教職員の満足度についてです。回答いただいた教職員の皆さんから、肯定的な回答をいただいております。歌唱の迫力や劇の構成などに対しても好評をいただいております。

続きまして万引き防止啓発リーフレットについて概要、活用状況、アンケート結果をご報告します。リーフレットの概要についてご説明します。都では平成19年度より、子どもたちの発達段階に応じた効果的な啓発を行うため、都内の全小学校の2年生と5年生、また全中学校の2年生を対象に毎年リーフレットを作成して配布しております。現在は各学年で13万部ずつ、合計で38万5,000部を配布しています。同時に授業などでリーフレットを活用したいただくための、教員向けのリーフレットの活用の手引も配布しており、児童、生徒への啓発

を進めているところです。次にリーフレットの活用状況調査と、その結果についてご報告いたします。1,017校より回答をいただきました。リーフレットを使用した感想については、8割以上の学校から使いやすい、大切なことがまとまっているなど、好意的なご意見をいただいております。リーフレットを配布する対象の学年については、7割以上の学校から現状維持でよいという支持をいただいております。一方全学年を対象にするなど、変更したほうがよいというご意見もあり、その多くは中学校から寄せられています。また中学生向けの内容として幼い印象があるとのこと指摘が複数あったことから、内容を一部修正したいと考えております。この点についてのちほど委員の皆さまのご意見を伺いたいと考えております。リーフレットの活用場面について、教員から複数回答で回答をいただいております。

最も多い活用方法が家庭で配布したというもので7割以上となっております。回答項目の学校行事は、セーフティー教室での活用が多く、朝礼や朝の会では長期休業前などに実施しており、また保護者会などで周知を行っている学校もあり、こちらと合わせて配布も行っている事例が多いようです。健全育成音楽劇の参加校の児童を対象に、リーフレットの理解度についても調査を行っており、ご覧のように8割以上の児童が肯定的な評価となっております。リーフレットを使ってみた感想としては、考えをもっと書きたいという回答が、回答者の1割を超える児童からあり、低学年用の修正案として自由記載欄を追加したいと考えております。

最後に昨年度の万引き防止標語についてご報告いたします。令和2年度に健全育成音楽劇を実施した4校の児童に、万引き防止の標語を考えてもらい、提出してもらったものを審査して各校2作品ずつ、合計8作品を委員の皆さまの投票で選出いたしました。この標語をポップとして作成し、令和3年3月以降、実施校の近隣の商店街に配布して、商品付近などで掲示していただいております。ご覧の写真は、品川区の商店街の活用状況です。駅周辺の3つの商店街にご協力をいただいております。商品付近の掲示や右の写真のように店舗外の掲示板に掲示するなど、商店街ごとに工夫して活用していただきました。ポップを見たことで児童や保護者、地域住民の方々が万引き防止について話すきっかけとなったそうです。またこれらの取組は、東京都商店街振興組合連合会さまが発行している商店街ニュースにも掲載していただきました。のちほど事務局から本年度の標語の審査についてご説明をさせていただきます。

以上が東京都の令和3年度の子どもの万引き防止の取組についての報告になります。ありがとうございます。

- 石橋会長 はい。続きまして教育長より教育の面からの補足やご意見等いかがでしょうか。
- 渡邊委員（代理） はい。ありがとうございます。本日ちょっとですね。主任指導の千葉のほうで緊急対応が入りまして、代理で今日参加をさせていただいております、指導企画課指導主事渡邊と申します。今回この音楽劇、それからリーフレット、標語というところですね、学校としてやはり子どもたちに万引きというものがどうしていけないのかということを主体的に考えさせる、どのようにして考えさせるかというところがですね、まず一つ大きなポイントになるというふうに考えております。ただただいけないことなんですよというようなことを話すのではなくて、子どもたちが自らですね。その意味とか内容について理解をして、そしてやはりこういうことをするのはだめなんだなということをどのように学んでいくかというようなことで、この音楽劇というのは大変考えさせるきっかけになるかなというふうに感じております。それからもう一つ非常に重要なポイントとしてやはり家庭とどのように連携をして、防止を進めていくかというところがあります。なのでこのリーフレットが、その家庭に、保護者に対してどのようなことを学校とともに子どもたちに対して教えていくべきかというような、効果的な資料になってより活用が図られれば、もっともっとそういった教育に資することができるのではないのかなというふうに思っております。それからわれわれ教育庁の取組でよく行うんですけど、いわゆる子どもたちの声を実際に聞いてみる。子どもたちが実際にどのようなことを考えているのかということで、この標語というのは実際に子どもたちの声を集めてそれを発信していくということで、子どもたち同士がこう感じていることと違っていうのを表出して共有できる。そういったような取組になっているかと思えます。こういった取組をどんどん進めていって、子どもたちの声を届けていくというところは非常に重要な視点になっているかなというふうに思いました。私からは以上です。ありがとうございます。
- 石橋会長 はい。ありがとうございます。それでは続きまして警視庁委員代理の福島さまより都内における少年の万引きの発生状況等についてご報告いただきます。福島さまよろしくお願いいたします。
- 福島委員（代理） 警視庁生活安全部少年育成課の福島です。皆さま方におかれましては、

日頃から警察業務とりわけ少年の健全育成に関しましては、多大なるご理解とご協力を賜り、まことにありがとうございます。この場をお借りしまして御礼を申しあげます。それでは警視庁からは、東京都内における少年による万引きの発生状況についてお話をさせていただきたいと思います。刑法犯で補導・検挙された少年の推移でございます。昨年令和2年、都内で刑法犯として検挙・補導された少年は、3,154人。そのうち窃盗犯が1,772人。で、窃盗犯のうち万引きで検挙・補導された少年が1,031人、窃盗罪のうち約58%が万引きで検挙・補導されているということになっております。万引きによる検挙・補導人員は1,031人のうち、小学生による万引きというのは約34%と最も多く、ついで高校生、中学生の順になっております。ただ数だけで計算しますと、小学生は6年制、1学年から6学年までございますので、当然小学生の割合はどうしても多くなります。そこで例えば学職別に、1,000人あたりに換算しますと、高校生が約0.8人、中学生が0.7人、そして小学生が0.6人と、小中高生とさほど差はない状況になっております。万引きによる検挙・補導人員はこのグラフにもありますように、減少傾向にあります。しかし万引きというのは、初発型非行いわゆるゲートウェイ犯罪として、非行の入り口となることから、善悪の判断が未熟な低学年のうちから効果的で印象に残るような非行防止教室や、各種広報、啓発活動を行うことが重要かと思っているところでございます。

コロナ禍による非接触型のイベントが求められるように、各学校に対して行います非行防止教室も同様に、オンラインによる教室の実施などが求められるなど、われわれも非常に様々な工夫を凝らさなきゃいけないなというところがございます。万引きに関しましては、小学校低学年向けに、今画面にも映っておりますが、万引き防止動画を制作しまして、警視庁の公式YouTubeにアップしておりますのでぜひご覧になってください。今回は低学年を対象としておりますので、このように漫画タッチで制作し、最後に歌と踊りも流れるなど、学校以外にも各ご家庭で楽しみながら見ていただけるような内容としております。チラシに掲載されておりますQRコードから入っていただければ、簡単なのかなと思います。ちょっと万引きとは違いますが、警視庁のホームページにはほかにも少年育成課による動画を3つ掲載しております。これもそうなんですけど全てうちの課員の手作りのものとなっております。

最後になりますが、万引き以外にも特殊詐欺ですとか、大麻ですとか、そういう懸念されるものが山積される状況でございます

このグラフにもありますように、特殊詐欺による受け子、出し子による犯罪に加担する少年ですとか、大麻取締法で検挙・補導される少年の増加など、憂慮すべき問題は今山積しております。このその他の少年非行の現状にもありますように、特殊詐欺で検挙された少年は、平成30年に過去最高を記録したあと、減少傾向には転じております。役割別で見ますと受け子が約74%を占めており、少年が組織の使い捨てとして利用されているという実態が推察され、少年が安易な気持ちで特殊詐欺に加担しないよう、引き続き広報・啓発活動に努めていくことが必要であると考えております。また大麻取締法で検挙・補導されている少年は、すでに現時点でもう昨年を上回っておりまして、薬物乱用防止教室を始めとするこの薬物乱用防止に対する対策も強化していかなければいけないなと考えているところでございます。以上雑ぱくでございますが、警視庁からの報告を終わります。今後も危機感を持ちまして、各種対策、検挙補導活動に努めてまいりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

○石橋会長 はい。ありがとうございました。ただいまの東京都都民安全推進本部さらには教育庁からのご意見、警視庁の発表、これらにつきまして、本日ご出席いただいている皆さまからのご意見、ご感想、質問等いかがでございましょうか。もしありましたらお願いしたいと思えます。Teamsの挙手で挙げていただければ私のほうで分かりますので。それでは親御さんという立場からですね。私のほうで指名をさせていただきます。東京都小学校PTA協議会の会長さんでいらっしゃる岡部さんいかがでしょうか。

○岡部委員 ちょっと先ほどからいろいろお話を聞いているところなんですけど、従来から取り組んでいらっしゃる健全育成音楽劇とかあるじゃないですか。あれってやっぱり私も何度か拝見させていただいて、非常に取組としてはいいなと思ってます。子どもたちに何学年にアプローチするのがいいのかってご意見もあったりして、その辺はそのままでいいのかなと思ってんですけど、やっぱり今コロナの状況もあってなかなか保護者に情報を届けるってことが難しくなってると思うんですね。ですからリーフレットなんかも配布をしていただいて、ただ届いたものをそれぞれの保護者がどこまで読むかとかいうか、自分の家の教育にどこまで生かすかっていうところは非常に難しいかなというところはありますので、先ほど警視庁の方のご意見にもありましたように、例えばそういう動画であったり、そういったものを少し活用して、僕らの組織もホームページなんかありますので、動画とかそういった音

声とか映像の情報で少し保護者に情報を伝えて、ただ子どもたちが学校で教わってきたから親は関係ないってことじゃなくて、やっぱり一緒に考えるっていうケースをどこまで作れるかなってことが大事だと思うので、これまでやっていただいている取組はベースとしまして、プラスアルファでどこまでできるかなっていうところを考えていければいいかなと。はい。ちょっとそんなことを思ってたんですけど、すみません。ちょっとなかなか音声がですね。時々途切れちゃって、皆さんのお話、僕もしっかり聞けてないところがあるので、ちょっとおかしなこと言ってたら申し訳ありません。お願いいたします。

○石橋会長 はい。会長さんどうもありがとうございました。確かに親子で情報の共有というのは非常に大切なポイントかなというふうに受け止めております。それではもう一方、東京私立初等学校父母の会連合会の会長さんでいらっしゃいます、池田会長さんいらっしゃいますか。

○池田委員 はい。

○石橋会長 もしご意見等ありましたら。

○池田委員 はい。私もちょっとずっとお伺いしてるんですが、声が東京都さんのほうの音が非常にとぎれとぎれだったもので聞きにくい状況があったので、全て聞こえてなかったんですが、学校のほうでそういう機会があつて、今現状でちょっとやってるのかというのを確認取れてないんですけども、やったとしたとしたら、なかなかその辺の部分のリーフレット家では私まだ見たことがなかったものですから、隅々まで行きわたってるのかなというのがちょっと私の中での不安な部分でもございました。それとですね。先ほどの方もおっしゃってましたけど、ムービーとかですね。そういうのも保護者向けにも必要なのかなと。もちろん生徒さんは自分本人になりますので、学校側からも説明があつて、それをきちっとそれをするときに親御さんにもですね。何らかの配信のかたちで本日学校でこういうことをやります。やりました。それで家庭でも徹底をお願いしたいというのを家の中でですね、やはり親と子どもがきちっとそういう会話ができて、こういうことはいけないんだよというのを確認を取れるぐらいにするような時間があつてもいいのかなというふうには思っております。以上です。

○石橋会長 はい。ありがとうございました。やはり親と子供が学校であったことを共有することは、非常に大切な部分かなというふうに感じております。はい。貴重なご意見ありがと



うございます。もう一方全く別な視点からですね。東京弁護士会の高井さんいらっしゃいますか。

○高井委員 はい。そうですね。なかなかこの万引きの問題というのはいろいろと難しい問題がある中だと思うんですけれども、やっぱりこうなかなか法律的なところ等に関しては、やっぱり子どももちろんそうですし、親のほうもやっぱりなかなか理解が進んでいないとか、ちゃんと理解されてるケースってどれくらいあるのかなというところで、子どもの万引きぐらいという方で結構軽く考えてしまってる方というのも多いような印象ですので、やっぱりそういうところをきちんと学校とそういう連携がちゃんと取れてですね。きちんとしたかたちで共有されていくといいのかなと。リーフレットに関してはちょっと拝見させていただいて、前回以前参加させていただいたときにも意見と言わせていただいたところではあったんですけれども、非常に分かりやすくまとまってきたのかなというふうには思いますので、もうちょっとなんていうか身近な人たちとか、近いところにある問題として、こういう問題があるんだというところを、やっぱりあんまりなんていうか犯罪、言ってしまえば犯罪なので、そこはあまり家族で触れるのはどうかというようなご意見もあるかと思うんですけれども、そういうところをきちんと触れる場としてそういう機会が持てるようになるといいのかなという印象を持っておりました。はい。以上です。

○石橋会長 はい。どうもありがとうございます。今3名の方からそれぞれご意見ちょうだいいたしました。ご出席の中でほかにご意見等がもしあれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。はい。私自身のただ今の発表についてですね。ちょっと感じたことお伝えしますと、まず劇についてですね。一昨年私も拝見いたしました。

小学校の体育館という場でオペラ歌手の方たちがですね。非常に素晴らしい声で演じていただいて、子どもたちも本当に熱心に見ていたなという印象を持っております。子どもにとっては印象深い経験になっているのかなと感じておりました。それともう一つやはり盗みですね。実際にやってしまうような子たちの場合に、やはり断るスキルといいますかね。誘われたときにどうやって断っていいのか分からなかったというようなことが、後日話が出てくることもあるので、事前にそういったスキルをきちんと身に付けてもらうということも必要かなという、そういった印象を持ったところであります。どうもありがとうございました。

それではですね。次第の3『協議』に移ります。協議事項『万引き防止啓発リーフレット

改訂案』について、事務局から委員の皆さまに事前に送付し、ご意見をいただいておりますが、古嶋副会長から素案についての説明をしていただきたいと思います。古嶋副会長よろしくお願いたします。

○古嶋副会長 それでは私のほうからリーフレットの改訂案についてご説明をいたします。現行のリーフレットは令和元年度の協議会で、委員の皆さま方からご意見をいただき、令和2年度版で大幅な改訂を実施しているものです。活用状況のアンケート調査でも改訂の効果が良好であるという意見が多く、令和4年度版も現行版を踏襲して作成したいと考えております。一方で一部の内容について、修正したほうがよいという意見などもあり、これらの意見も参考に事務局としての修正案を提案いたします。始めの修正案として、3種類のリーフレットに共通した修正です。学校でのGIGAスクール構想により、児童生徒にもタブレット端末などが配布されていることから、インターネットを活用して子どもの安全に関する情報に触れてもらいたいと考えております。検索マークと『みまもりいぬ』のキーワードを追加し、当本部のキャラクターであるみまもりいぬを検索することで、東京動画のサイトに掲載している安全安心に関する動画コンテンツなどへ誘導して閲覧してもらい、児童生徒が学習を広げるきっかけになればと考えております。

2点目は、小学校低学年用リーフレットの修正です。アンケート調査で考えをもっと書きたいという回答が、回答者の1割を超える児童からありました。これまで小学校高学年用と中学生用では自由記載欄がありましたが、今回は小学校低学年用にも自由記載欄をもうけて、授業などで生徒の考えをアウトプットして活用してもらいたいと考えております。

最後に中学生用の修正案です。活用状況調査の回答で、中学校の教員から中学生用には内容をもっと厳しくしてもよいという意見が複数見られました。一方で分かりやすい内容や表現となっておりよいという意見も多くあることから、分かりやすさを維持しつつ厳しい内容も加える修正を行いたいと考えております。初めの万引きが犯罪であるという説明部分は、従来のものよりも表現を厳しくし、あとからでも防犯カメラなどで確認ができれば警察に呼ばれ、取り調べを受けることや、学校や家族など周囲への影響が出ることなどを追記しました、自分が犯罪をすることで、そのあとにどのようなことが起こるのかということを厳しめに記載しています。

その次の「万引きするとどうなるのでしょうか？」についても、表現を厳しくし、全体的

な表現を整理しました。これに関連してイラストについても幼い印象があるという意見があり、厳しい印象を与えるものに変更したいと考えております。以上が事務局からの修正案になります。来年度のリーフレット作成に向けて、委員の皆さま方のご意見を参考に修正したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○石橋会長 はい。古嶋副会長ありがとうございました。それではただいまご報告いただきましたリーフレットの改訂案につきまして、委員の皆さま方にご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。それでは出席されていらっしゃる委員の方に、私のほうから指名をさせていただきたいと思いますが、東京私立初等学校協会の中村副会長さんいらっしゃいますか。

○中村委員 はい。改訂案よくまとまっているなとは思いますが、ただ低学年のところの自由記述、一体何書くんだろう、どうするんだろうというところは子どもも迷うんじゃないかなというふうには思います。教員のよいサポートがないと難しいかなと思います。以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。事務局のほうで何か補足がもしあれば。

○古嶋副会長 ご意見ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。児童が自分たちで自由に記載するっていうのは、任せるのは小学校2年生が対象の中心となっておりますので、なかなか難しいところあるんですけども、こちらのリーフレットはですね。授業で活用することを基本的に想定していますので、授業の中でやっぱり先生の指導に従って何を書くかっていうところをですね。指導を受けながら記載していただければというふうに考えております。ありがとうございます。

○石橋会長 はい。ありがとうございます。

○光眞委員 よろしいでしょうか。

○石橋会長 はい。よろしくお願いいたします。

○光眞委員 はい。全国万引犯罪防止機構の事務局長の光眞と申します。リーフレットの改訂案ですね。私ども注目するっていいですかね。関心ある事項でございますけれど、今防犯カメラが街頭であれ店舗内であれ非常に普及をしてきました。それによってですね。犯罪の立証というのが、従来よりかできるような状況になってございます。今回の中学生向けのリーフレットの中でですね。その辺のことが書き加えられておりましてですね。中の、中頃の項でございますけれど、その場で捕まらなくても防犯カメラなどにより万引きしたことが証

明されれば、あとからでも警察に呼び出され詳しく取り調べをされますという項目ですね。

防犯カメラは犯人の摘発のためにですね。付けているという趣旨ではないんですね。その名称のとおり防犯を普及するという趣旨からのものですね。ですから防犯カメラが抑止力として効果を働いているということの意味合いが、この中に非常に色濃く出てこようかと思うんですね。こういったですね。自制心を高めるといいますかですね。犯罪を起こさせないような、この辺の表記のほうがですね。非常に適切かなと。そしてまた時代に即しているところのように感じますですね。はい。以上であります。

○石橋会長 はい。貴重なご意見ありがとうございました。ほかにはご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○鬼澤委員 ありがとうございます。第二東京弁護士会の弁護士の鬼澤と申します。全体的にご修正いただいた内容、例えばアウトプットを増やすとか、そういう方向性については私もとてもいい修正の方向性かなと思っております。1つもし追加するとしたらですね。検索のみまもりいぬってというのが検索してみようって書いていただいていると思うんですけど、子どもたちが何を考えてそれを検索するかって思うと、やっぱり何か知りたいことがあるからこそ検索するのかなと思うと、ちょっと文面はぱっと思ひ浮かばないんですけど、万引きについてもっとよく知りたかったらこちらとか、みまもりいぬってなんだ？ とかそういう、これ検索したらこういうことが分かるよみたいな簡単な文言があったほうが、子どもたちもなんだこれはって言って検索してくれやすくなるかなと思ったので、発言させていただきました。以上です。

○石橋会長 はい。どうもありがとうございます。事務局のほうではいかがですか。

○古嶋副会長 ありがとうございます。はい。おっしゃるとおりですね。確かにちょっとこの検索のマークでみまもりいぬっていうので分かる人にはですね。分かるかなと思ったんですけども、やっぱり子どもたちが見たときに、ぱっと見で何かなって分かんないところもあるかと思しますので、ちょっと補足ですね。今おっしゃっていただいたような説明を簡単に付けて、みまもりいぬについて調べてみようですか、みまもりいぬってなんだろうみたいな感じで、ちょっとここにですね。ちゃんと誘導できるようなかたちで記載をしたいと思えます。どうもご意見ありがとうございました。

○石橋会長 はい。ありがとうございます。それでは会場にいらっしゃいます東京少年補導員

連絡協議会の鈴木副会長さん、ご意見等もしあればお願いしたいのですが。

○鈴木委員

ただいま初めて拝見させていただいたんですけれども、この低学年用の書式につきましては非常によくできているのではないかな。特に自由記述欄につきましては自分で考えて、その自分の考えを書面で書く。それに対しては責任が生じてくると思うので、そういうのは大きくなってからも多分覚えているんじゃないかな。そんなような私は気がしております。また中学生用の書面に関しましても、かなりリアルといいますか。具体的なことが書かれているので、非常に印象深いリーフレットになってくるのではないかなと期待をしております。以上でございます。

○石橋会長 はい。ありがとうございます。何名かの方々から非常に貴重なご意見ちょうだいしてですね。進めてまいりましたが、ほかにもしご出席の皆さまの中でご意見等があればですね。お願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。はい。

それではおおむね委員の皆さま方からのご意見が出そろったのではないかというふうに判断をいたします。古嶋副会長ご意見などございますでしょうか。

○古嶋副会長 皆さまご意見いただきありがとうございます。今回のですね。万引き防止啓発リーフレットの改定案につきまして、おおむねご賛同いただいたということで、この案に基づきまして当本部のほうで作成を進めてまいります。先ほどの一部ですね、修正案ありましたけども、そういった意見もですね。ご参考にさせていただきながら、案のほうで完成しましたら、また委員の皆さまにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石橋会長 はい。ありがとうございます。それでは続きまして万引き防止標語の審査方法及び、標語案について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大野 はい。万引き防止標語について説明いたします。令和2年度から実施し、2年目の取組になります。児童が音楽劇の鑑賞等で身に着けた、万引きを許さない心を、万引き防止標語として作成しました。委員の皆さまに審査を受けた優秀な標語をポップとして作成し、各校近隣の地域の店舗等に掲示いたします。委員の皆さまには本審査にご協力いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。選出の方法についてご説明いたします。選出の方法

は昨年度と同様です。お送りします児童の標語案は、事前に各学校で選定したものになります。一学級あたり2点で応募いただいております。委員の皆さまには、一校あたり2作品を、学年は問わずご選出いただき、1点ずつ点数を付けてください。回答用のエクセルシートの青い部分をクリックすると、審査点としての1点が選択できます。本会議終了後メールを送付させていただきます。お忙しい中申しわけありませんが、12月22日水曜日までにご回答をよろしくお願いいたします。以上です。

○石橋会長 ありがとうございます。続きましてその他連絡事項に移ります。委員の皆さまから連絡事項等ございますでしょうか。ありましたら挙手をしてご発表をお願いしたいと思います。

○光眞委員 はい。よろしいでしょうか。

○石橋会長 お願いいたします。

○光眞委員 私どもはですね、日本宝くじ協会から助成をいただきまして、全国の中学校に壁新聞と称するですね、ポスター掲示をお願いをしております。本年度で9年目になります。これについては、全国の1万校あまりに2部ずつ配布しております。これは学校内で掲示をされております。加えて3年前からですね、『中1保護者の皆さまへ』という冊子をですね、各中学校1年生の在校生の家庭にですね、学校を通じて配布をお願いしております。今年度は110万部を各中学校さんのご協力をいただき、配布をさせていただいております。事前の準備がですね、足りなくて今日ですね、都庁にご出席の皆さんにはお渡ししておりますけれど、各委員の皆さまにはこの会議終了後のちほどでございますけれど、お送りを申しあげたいというふうに思います。先般来報告があるとおりでですね、少年の万引き犯罪は減少の傾向にあります。この傾向はですね。大変結構なことでもあります。私どももそういう意味合いからいっても、この壁新聞なり、保護者の皆さまに渡しております冊子をですねそれなりの効果を発揮しているんじゃないかと、自負をしているところでございます。引き続きですね、この活動を続けてまいりたいと思っております。そして万引き犯罪はですね、統計上の数字も確かにあるんですけど、いわゆる未届けとか、潜在化している事案もかなりの数があるというふうに思われますんで、少年のですね、健全育成のためにこれはですね、かくべからざるといいますかですね、三つ子の魂百までもの例えじゃありませんですが、減ってきたからもういいということにはならないというふうに思いますんで、引き続き活動に、取り

組んでまいりたいと思っております。一つよろしく願いいたします。

- 石橋会長 はい。光眞さま。どうも貴重なご意見また活動の説明をありがとうございました。ほかに連絡事項のある委員の方々いらっしゃいますでしょうか。はい。第二東京弁護士会の鬼澤さま。
- 鬼澤委員 はい。
- 石橋会長 よろしく申し上げます。
- 鬼澤委員 今日の資料8で配布いただいております、弁護士のLINE相談についてご紹介させていただきたく発言しました。第二東京弁護士会ではですね、昨年から子ども向けに、例えば春休みや夏休み限定で、子どもたち向けに弁護士がLINEで直接相談を受けるということをやっておりました。やはり毎日ですね、それなりの数の相談が来て、ニーズがかなりあるんじゃないかということで、まさに今月12月の3日から常設化、LINE相談の窓口を常設化することにいたしました。弁護士への相談といってもですね。必ずしも法的な存在、問題に限られず、いわゆる本当に悩みといえるようなレベルのところから、ご相談いただける窓口となっておりますので、もしチラシとかポスターとかご協力いただける方は、配布させていただきますし、またそれが難しくてもですね、関係機関の方々にこういうのがあるよということで、ご協力ご紹介いただけるだけでも助かります。はい。私からは以上になります。
- 石橋会長 はい。どうもありがとうございます。もし可能であれば、こんな相談が来ているというような紹介をしていただくことは可能でしょうか。
- 鬼澤委員 はい。例えば学校の問題、家族の問題いろいろあるんですけども、学校で友達とうまくいかないっていう話であったりとか、TwitterとかそういうSNSでこういうことを写真とかあげちゃったんだけど大丈夫でしょうかとかですね。あとは深刻な親からごはんがもらえてないんだとか、そういう虐待の関する相談もいろいろございます。
- 石橋会長 はい。ありがとうございます。今東京都でも実はSNSどの程度子どもたちが使用しているかという調査を毎年やっていて、増加傾向にあるわけで、やはりいざというときにこうヘルプを求められるような相談窓口というのは、非常に大切なことではないかなと思っておりますので、はい。ありがとうございました。あと挙手が挙がっている、岡部会長さんですかね。
- 岡部委員 はい。ありがとうございます。

○石橋会長 はい。お願いいたします。

○岡部委員 先ほどですね。弁護士の先生が先におっしゃってくれたのでよかったんですけど、先ほどのSNSのチラシであったり、あとは警視庁の方が作成された味のあるチラシですね。あれは例えば会員の保護者さんとかに、もうすでにこれ周知というふうに使っていいようなものなんではないかという確認なんです。

○石橋会長 はい。警視庁の福島さんいかがですか。

○福島委員 警視庁の福島です。このチラシは、すでに各警察署のスクールサポーターが、学校とかにも配って持ってったりとかしておりますので、お近くの方ですとか、同じPTAの方とかにお配りしていただいて全く結構でございます。

○岡部委員 承知しました。ありがとうございます。

○石橋会長 はい。よろしくお願いいたします。ほかには委員の皆さまからの連絡事項等ございますでしょうか。それでは事務局から連絡事項等は何かございますでしょうか。

○事務局 はい。一つ連絡事項ございます。現在映しておりますチラシ9としてですね。データを配布しております『犯罪お悩みなんでも相談事業』について、皆さまに情報提供と周知の協力をお願いさせていただきたいと思っております。東京都では近年高齢者による窃盗、特に万引きの問題が顕著となっている状況をふまえ、平成30年度から万引きなどの犯罪をしてしまう高齢者の方やそのご家族から、電話で相談を受け付ける事業を実施してきました。これまで相談事業を通じて、高齢者以外の方からもご相談のニーズがあることが分かったことからですね。昨年度から『犯罪お悩みなんでも相談』として高齢者に限らず幅広い年齢層からのご相談を受け付けることといたしました。

また万引き以外の、例えば暴力、繰り返して暴力をしてしまうなどの犯罪に関する相談も、広く扱うように拡大をしております。令和2年度は5月から10月の6カ月間窓口を設置いたしまして、その結果239件の相談が寄せられ、この相談事業が認知機能の低下、精神疾患等を背景に犯罪をしてしまう者などですね、様々な方、状況の方を適切な支援につなぐ仕組みとして、機能することを確認しました。今年度は配布したチラシにあるとおり、4月1日から通年で窓口を開設しております。祝日年末年始を除く火曜日、木曜日に相談を受け付けております。寄せられた相談については、社会福祉士や精神保健福祉士がお話をていねいにお聞きして、ご本人の状況や生活環境等を的確に把握して、適切な支援基盤等につなげていま



す。万引き以外の犯罪についても、幅広く相談を受け付けていますので、委員の皆さまにおかれてはぜひこの相談窓口についてご活用いただくとともに、ご周知をいただけますと大変ありがたく存じます。お問い合わせ等ありましたら、チラシのほうの下のほうにですね、記載がございます、都民安全推進課までご連絡をください。紙のチラシにつきましても、ご希望があればお送りすることができますので、ご連絡をいただければと思います。犯罪お悩みなんでも相談事業については以上でございます。よろしく願いいたします。

○石橋会長 はい。ありがとうございました。ただいまの相談事業について、何かご質問のある委員の方いらっしゃいますか？ 特によろしいでしょうか。はい。それではあらためてこれまでの全体をおしまして、ご質問等がございますでしょうか。特によろしいでしょうか。ご意見等がもしないようでしたら、そろそろ時間ですので締めくくりをさせていただきたいと思えます。

本日は、ご多忙の中を本連絡協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございました。今後も非行防止のために。継続的な取組の必要性を感じたところであります。以上をもちまして、第24回子供に万引きをさせない連絡協議会を終了いたします。どうもご協力ありがとうございました。

午後 3 時05分閉会